

議員全員協議会

日 時	令和 2 年 6 月 24 日（水） 開会中	8時52分 開会 10時30分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 中野康子 副議長 15 番 大井俊彦	
	1 番 鈴木長馬	2 番 濱崎一輝 3 番 原口康之
	4 番 吉田富士雄	5 番 平口朋彦 6 番 藤野 守
	7 番 名波喜久	8 番 植田博巳 9 番 村田博英
	10 番 良知義廣	11 番 澤田隆弘 12 番 鈴木千津子
	13 番 太田佳晴	14 番 大石和央
欠席議員		
事務局	局長 原口 亨 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 書記 本杉周平	
説明員	市長、副市長、教育長、建設理事、企画政策部長、総務部長 政策監、産業経済部長、観光課長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

[午前 8時52分 開会]

開会の宣告

○議長（中野康子君）

大変暑くなりましたけれども、ちょっと時間が早いですけれども、ただいまより全員協議会を開きます。よろしく願いいたします。

2 市長報告

○議長（中野康子君）

それでは、市長報告からお願いをいたします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

おはようございます。議会開会中の議員全員協議会ということでございます。近々の状況を少し報告をさせていただきたいと思っております。

市内において、交通死亡事故ゼロが、途絶をしてしまいました。

これは、交通事故による死者連続ゼロの日数が途切れたということですが、平成29年11月15日から続いておりました、市内での交通死亡事故ゼロの日数が、令和2年6月17日水曜日、細江地内で発生しました交通死亡事故によりまして、連続日数946日で途絶えてしまいました。

高齢者の運転する車が高齢者をはねるということで、死亡事故が発生したというふう聞いております。来週6月30日には交通事故の現場において、牧之原警察署、地元細江地区、そして市による現場の診断を実施をいたしまして、今後の安全対策に努めてまいるところであります。引き続き、交通事故による死亡事故ゼロの日数を伸ばしていくよう、交通安全関係団体と協力いたしまして、死亡事故のない牧之原市を目指して、再スタートを切らせていただきたいと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症にかかわる支援策の総合案内窓口ということでありませ

す。先日の16日の本会議において、総活質疑の中でご提案いただきましたコロナの総合窓口についてであります。榛原庁舎市民課、そして相良庁舎窓口、さざんか社会福祉課、市民相談センター内に案内表示を設置をいたしまして、問い合わせに対し、支援策の担当課等についてご案内する形をとる予定でございます。そのほか、支援策の一覧表を作成し、どこの部課においても同様の対応がとれるように対応してまいります。

次に、海の安全についてでございます。

今年度は、安全に海水浴場を開設できる状況にないということから、海水浴場の開設を中止をいたしました。この中止に伴い、静波海水浴場とさがらサンビーチへの来訪者の安全確保のために、遊泳危険ということで、海水浴はできませんというような注意看板を設置をするとともに、

例年よりは規模が縮小いたしますが、7月10日、金曜日から8月末まで、簡易監視所を設置をいたしまして、ライフセーバーによりますパトロールを行って、注意喚起を行ってまいります。海岸での事故を防いでいくという対策をとらせていただきたいと思います。

それから、駐車場につきましては、静波、相良両駐車場ともに料金は徴収をいたしません。安全管理のための誘導員を設置をいたしまして、防犯対策として静波海水浴場、静波の海岸駐車場を、7月17日、土曜日から8月23日、日曜日まで夜間を閉鎖させていただいて、海水浴場の治安維持に努めてまいります。

そして、7月1日、水曜日には、まきのはら産業・地域活性化センターが、海難者の供養と年間を通しての海難事故防止、これは毎年行っているんですが、この海水浴場の海開きの式典は行いませんが、海難者の供養ということで海難者供養祭を、さがらサンビーチで行う予定でございます。議会の皆さんからは、議長に参加をいただくということでお願いをしてあるところでございますので、よろしくお願いたします。

そして、次に、R I D E O N M A K I N O H A R Aの誘客キャンペーンでございますが、この宿泊助成につきましては、今定例会に追加補正予算をお願いをさせていただいているところでございますが、このPRとして一昨日、6月22日でございますが、私と副市長とでキャンペーンPRに、山梨県の観光交流市町を訪問させていただいて、トップセールスを行ってまいりました。

私は、山梨放送にお伺いをいたしまして、ラジオの生放送「ラララモーニング」という番組で、十二、三分ですが、いろいろと牧之原の状況とといいますか、牧之原の今回の宿泊キャンペーンや、あるいは体験、あるいは食の体験等について発信をさせていただいたところでございます。キャンペーンのPRと海水浴場以外にも、今言ったように食や観光体験など、楽しめる場所がたくさんあるということをアピールをさせていただきました。また、山梨日日新聞、山梨放送と一緒の会社であります。山梨日日新聞からも取材をいただき、昨日の朝刊に掲載をされたところでございます。

その後、甲州市ではキャンペーンの概要説明、そして農産物を含めた相互交流、ワインと牧之原市の幸とコラボについて、両市の正副市長による意見交換を行ってまいりました。

副市長につきましても同様に、この日は中央市、甲府市を、それぞれキャンペーン、PRに訪問をしたものでございます。

また、先週末においては、甲州市の観光協会会長が当市を訪れまして、農産物特産品販売による相互交流を発展させていくことを確認をいたしました。既に市役所間で職員相互の特産品の買い支えの取り組みを始めておりますが、軌道にのった段階で市民向けの販売へと展開していくよう、現在、準備を進めているところでございます。この取り組みを契機に、山梨県との人と物の交流を深めて発展をさせていくように努めているところであります。

次に、こちら補正予算に計上させていただいている案件でございますが、プレミアム商品券でございます。これについてであります。現在、商工会で加盟店を募集しております。これまでに214店舗が登録をいただいているという状況でございます。

そして、商品券の販売につきましては、7月12日、日曜日から販売を予定しておりまして、販売初日は相良総合センターい〜らと、健康福祉センターさざんかで販売をいたしますので、その後は、牧之原市商工会の事務所で販売をしていくという予定でございます。

続きまして、令和2年度の産業フェアでございます。

11月15日、日曜日に開催を予定していた産業フェアであります。コロナ禍にあつて、多くの集客を見込んでのイベントの開催が難しいということから、中止をさせていただくことといたしました。

しかしながら、市内事業者の支援をするということで、3密を避ける工夫を行った上で、商工会と連携をして、地産地消をテーマに農産物の物産市の開催ができればということで、現在商工会と詳細について詰めているところでございます。今後、この件につきましては、改めて詳細が固まったところでご報告をさせていただきたいと思っております。

そして、皇室への献上茶の謹製事業でございます。

この献上茶謹製事業につきましては、6月19日、先週の金曜日でございますが、献上茶謹製事業実行委員会の皆さんと、県知事そして副知事を訪問し、皇室への献上茶の報告を行うとともに、記念茶を贈呈をいたしました。知事にはその場で、献上した手もみ茶を零茶にして味わっていただきました。とても新鮮でおいしいと、茶葉まで全部食べちゃっていただきまして、堪能いただいたところでございます。静岡茶のよさを、しっかりと発信をしていきたいということで、評価をいただいたところでございます。

次に、市民意識調査でございます。

今年度の市民意識調査でございますが、市の取り組みに対する市民の評価、意識を把握するために実施をしております市民意識調査でございますが、毎年5月に実施をしておりましたが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮いたしまして延期をしておりました。このたび、政府による緊急事態宣言の解除、そして6月19日には県外への移動の自粛要請が全面解除されたこともございまして、例年に行っている内容に加えまして、コロナ禍による市民の生活様式の変化、そして新たな生活様式へのニーズを把握する内容に一部変更して実施をいたします。

予定といたしましては、8月7日、金曜日に調査票を発送いたしまして、二週間後の8月21日、金曜日を回答期限といたしまして、集計結果については10月上旬ごろからホームページ、広報まきのはら、各自治会等を通じて公表していく予定でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による牧之原市国民健康保険税と、後期高齢者医療保険料の減免の対応についてであります。

国が示した基準によりまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一定程度の事業収入等の減収をした方々に対しまして、国民健康保険税と後期高齢者保険医療の減免等を行ってまいります。市民の皆さんには、ホームページ、広報まきのはら等でお知らせや、国保税額と後期保険料額の決定通知にチラシを同封いたしまして、周知を図ってまいります。

なお、この減免した国保税や後期保険料につきましては、国の財政支援が適用されます。減免

の取り扱い等につきましては、資料を添付いたしましたので、またご確認をいただきたいと思
います。

私からは、以上でございます。

○議長（中野康子君）

市長からの報告が終わりました。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

R I D E O N M A K I N O H A R A 誘客キャンペーンについてなのですが、非常に私も市
長のフェイスブックを拝見させていただいて、すてきな取り組みをしていただいたなと思
うんですけども、1点、これは決してとがめる意味では全くないので、ちょっと誤解してほしく
ないんですが、市長と、あと副市長と行かれて、また副市長は活性化センターのセンター長もやっ
ているという意味合いもすごい強いと思うんですが、一方で、牧之原市を代表されるお二方が
そろって山梨に行かれたということで、本来であれば、もし市長に、あつてはならないことな
のですが事故あるときは、地方公共団体の行政長として副市長が代理をされるという、委任をされ
るという形になるかと思うんですね。

そういったことで、お二方とも県外に出られているときに、もし何かあった際の、今度、権限
を持たれる方というのは、どのように市では規則等で定めているか。これがいい機会なので、確
認させていただければと思います。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

私のほうからお答えをさせていただきます。市長、副市長がいない場合には、総務部長が代理
をするというようなことで、今は携帯等も、L I N Eとか、いろんな関係で常に連絡をとり合っ
て対応するというふうにしておりますので、今回の場合についても、何かあれば、そういうよ
うなもので連絡をとり合っというふうと考えておりましたので、それぞれ、市長は首長の立場で、
先ほど言われたように副市長については理事長という立場で、ぜひ山梨の皆さんに来ていただき
たいという思いで伺ったものですので、その辺の対応については、しっかり対応できるようにな
っているというふうと考えております。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ありがとうございます。実を言うと、そこまでは調べていたんですよ。それで、いろいろ最近、
いろいろなところで法律とかを見ていて、三番目までは指定してあるはずなんですよ。誰がそ
れを代行するかと。その下になると、四段目ぐらいになると、その職員さんの中で何ちゃらかん
ちゃらという取り決めがあると思うんですけど、そこまでちゃんと、きちりとなっているのか

どうか。

○議長（中野康子君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

その辺については、上席の職員というようなことですがけれども、企画政策部長ということになるかと思えます。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

最後にします。こういったことって、どちらかという大規模災害のときを想定して今、お話をさせていただいたんですけれども、やはり大きな地震等が来る可能性があるというところで、権限を持った方というものがご存命で、しっかりと辣腕をふるえる状態にあればいいんですが、こういったふうな形になるかわからないと。昼来るか夜来るかもしれないですし、どこにいらっしゃるかもわからないということをお考えれば、やはり指揮命令系統の順序立てというのは、ある程度までつけておかないと、一体誰が取り仕切るんだという話になるのかなと思って、今せっかくの機会なのでお話を聞かせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（中野康子君）

ほかに質疑はありませんか。

名波議員。

○7番（名波喜久君）

海水浴場の関係で、看板を出して、遊泳危険ということを出して、それで設置して、その後は規模を縮小していくという話だけでも、この辺について遊泳危険というと、何か海で、余りいい海ではないようなイメージもあるし、コロナが絡んでいるという部分もひとつあればいいけどね。だから、遊泳危険はいい、看板を出すのはいいとしても、縮小して、その辺が難しいなと思うんですよ。サーフィンをやるやらない、別、それから海水浴場、あそこに海岸に行って、海の中に子供らを連れて入りたいという人もたくさんいると思うけど、その辺の区割りというか管理は、どんなふうにしていくのかね。何か策をとっているのかどうか。

○議長（中野康子君）

観光課長。

○観光課長（福代英正君）

ただいまの遊泳危険という表現ですがけれども、基本的に海というのは自由利用というのが基本的な原則というところがありまして、あくまでも通常であれば自己判断の中での利用という形になります。その中で、やっぱりどうしても海に来てしまう方が、静波、さがらサンビーチ、両方ともありますので、その辺を防止するという意味で、遊泳危険という形の中で、泳がないでくだ

さいというような呼びかけをしていくということでさせていただきました。

多少、水遊び程度、海の水際で遊ぶ程度という形の中で呼びかけをしていくということで、危険防止を図っていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（中野康子君）

名波議員。

○7番（名波喜久君）

遊泳危険というのは、ことしは皆さんが理解していると思うんだけど、今後についても、初めて来る人も、この浜は何だ、遊泳危険な場所かというイメージもあるものだからね。コロナ関係の言葉も、もしやるなら入れたらどうかなという気持ちもするんだけどね。

○議長（中野康子君）

観光課長。

○観光課長（福代英正君）

わかりました。看板も、今現在、様式等も考えていますので、その辺も含めて表現をしたいと思いますので、ありがとうございます。

○議長（中野康子君）

名波議員。

○7番（名波喜久君）

単純に車で来て、駐車場へ、もう。実際には駐車場は設置しないものだから勝手にとめて海岸で遊ぶくらいならいいよと、そういう観点で進めていくということによろしいでしょうか。

○議長（中野康子君）

観光課長。

○観光課長（福代英正君）

そのような形で。ただ、駐車場に関しては、ある程度、シルバーさんとか警備員を少し、土日、祝祭日等は恐らく混雑するだろうということで配置させていただきますので、そういった中で整理をしながら駐車をしていただくというような形をとりたいと思います。

以上です。

○議長（中野康子君）

ほかにご質問はありませんか。

原口議員。

○3番（原口康之君）

ちょっと資料以外になるんですけど、中学生の部活、例年ですと地区大会が始まってという順序になると思うんですけど、ことしに限っては上位大会が全部中止というふうに伺っているんですけど、その中止になった場合の代替えの措置というか、支部大会程度の大会等を催すような動きが高校のほうは出ているんですけど、中学校というか、この近隣を含めて、その状況が、開け

るような状況かどうかというのを、ちょっと確認させてください。

○議長（中野康子君）

教育長。

○教育長（橋本 勝君）

上位の大会が中止になっているということで、地区のレベルでの大会、これについては、今ちょっと詳細なあれを持っていないんですけども、検討して小さな大会ですけどやりたいということは伺っていますので、ちょっとしばらく時間をいただいてよろしいでしょうか。

○3番（原口康之君）

了解です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、今までされた市長報告以外で質問がありましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

1点お願いします。先日も新聞誌上で掲載されていたんですけど、リニアの関係で水問題ですけども、先日、周辺の首長さんと知事と会談ということで、市長のコメントも出ておりますけれども、確認したいのは、全体の、どんな状況だったか。一番大事なことは、知事のもとで、首長さんたちが、ほとんど統一見解で一つの方向性に向かっているのか、その辺のちょっと様子を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中野康子君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

先日、たしか16日だと思いましたが、知事と、8市2町の首長と意見交換を行いました。意見交換を行った要点というのは、大きく分けて二つでございます。

1点は、知事が金子社長と会うことについてどうか。そして、2点目については、JRが準備工事と言っている、工事の再開という言い方をJRはしているわけですが、その件についてどうかという、この2点について、首長の意見を聞きたいということでございました。

ほとんどの首長の皆さんは、金子社長と会って、我々流域の住民、あるいは首長の思いをしっかりと伝えてほしいと。自然環境の問題でありますとか、あるいは水が本当に大丈夫かというような心配がされますので、そういった意味で、しっかりとそこを、知事にお会いをいただいて、金子社長にしっかりと伝えてほしい。

また、あたかも静岡県が反対しているとか、だだをこねているとか、あるいはこの流域の60万人を代表する首長たちが、だだをこねておくらせているというようなイメージを、東京から大阪までの国民の皆さんには、そういう思いをされている人たちがたくさんいるかもしれません。ですから、その思いを払拭していただいて、こういうことで静岡県は、いわゆる今、ブレーキをか

けているんだということを、広く国民に知っていただく機会にしてほしいというようなお話が、大半を占めました。

川根本町の町長さんだけは、まだ有識者会議が結果が出ていないという中で会うのはいかがかというようなお話もございましたけれども、大勢がそういったことと、それから知事も、鈴木町長の思いは尊重するということではありますが、同じ思いだということではありますが、やっぱり機会を逃すと云々ということもございますので、とにかく会って話を伝えたいというのが1点。

そして、水問題とか環境問題を含めた準備工事の再開というふうな言い方をJRはしていますが、あくまでも去年、これまでに残土捨て場でありますとか、宿舎の造成でありますとか、約4.9ヘクタールほどを、静岡県、流域の市町も含めて、これは、いわゆる県道の改修でありますとか、災害復旧でありますとか、そういった意味において、直接そのトンネル工事には関係ないだろうというようなことで、関連は一部ございますけれども、直接の本体工事には影響はないということで、4.9ヘクタールについてはオーケーをしたと。

今回、さらに坑口のところの伐採でありますとか、あるいは残土捨て場、360万立米とも言われる、その敷地造成というようなことと、それから、あと濁水の浄化装置等を置くと。設置する工事ということで、3カ月ぐらいかかる工事だということではありますが、この県条例、県の環境条例によりまして、5ヘクタールを超えるときには静岡県の許認可が必要と、協定書だったかが必要になるんですね。その手続が、まだされていないというのが当然1点と。

それから、もう一つは、有識者会議が行われている最中で、今後、導水路トンネル等の位置が変わる可能性がある。そういう中で、その工事を先行して、手戻りもするかもしれない。そういったことをやることは、いかがなものかということと、やはり皆さん、ほとんどの首長の皆さんの意見は、有識者会議でまだ結論が出ていないという中での着工に関しては、これはトンネルにかかわる工事については、事前に認めるわけにはいかんというのが大勢を占めまして、あさってですか、26日に社長と会われると。知事は、そういったことと、それからもう一つは、2027年開業ありきで、それがおくれるのは静岡県の責任だみたいなことを言っているんですが、有識者会議の中でも資料不足を、相当JRのほうからの資料の提供が不足があるということで指摘を受けていますので、そういった意味で、どっちが責任があるんだということを知事は正すということ、新聞誌上でも出ておりましたけれども。そういうことで、流域の首長の考えは、皆さん同一でありましたので、その思いを知事は伝えるということでございます。

最終的には、県が許認可権を持っておりますので、知事に最終決定は委ねるということでございます。

○議長（中野康子君）

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

ありがとうございました。この問題、恐らく結論という、大井川の水を守るということにおいては、何十年先のことは誰にもわからない。どんなに、いろんな具体的な専門家の知見を積み重

ねて結果が出て、それはできないことだと思うんです。それは何十年、百年単位になるかもしれないです。

そういった中で、今後についてどうなるかというのは、非常に県民全体心配しているところだし、特にこの地域は大井川の水によって生活しているということが基本ですので、また、周辺の首長さんたちと一緒に、市長もひとつ、知事のもとでしっかりまとまって結論を出していただきたいと、そんなふうに思います。

○議長（中野康子君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

そういったことで、流域市町と連携をとりながら、そして県との情報交換もしっかり行う中で、共有する中で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中野康子君）

ほかに質疑はありますか。

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

私は一つ、お茶農家に対する補助というか、そういうものについて伺いたいと思います。

近隣の市では、お茶農家に対しての補助を支給するところがあるんですけど、非常にコロナの影響で旅館とかホテル、お茶を飲むところが非常に少なくなっておりまして、お茶の価格が低迷して二番茶に、採算が合わないのをやめると、そういうような状況だと思うんですけどね。それについて、そういうふうな状況の中で支援策というものはあるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中野康子君）

産業経済部長。

○産業経済部長（田形正典君）

お茶農家の支援ということでございますけれども、今、次期作支援ということで、次期作の交付金が国のほうから二次の補正予算で増額されたということで、今、農協さんのほうで農家さんのほうに説明会をされて、これから収穫のアップですとか、効果的な肥料、そういったものについて、作業をした場合に補助金が出るということで、その支援をさせていただくと、こういったことで農家さんの支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（中野康子君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

今、部長がお話させていただきました次期作支援、これを今、JAハイナンと、それから市内の肥料等の販売を行っている事業者の皆さんと一体となって、茶農家支援を行うということで、一反当たり5万円、中山間地域の榛原地区では5万5,000円、一反当たりですね。出るということでありますので、これを最大限活用いただくということを今、進めております。

それを全体を集約して、牧之原市が事業主体となって国へ申請をしていくということで今、準備を着々と進めているところであります。

それから、もう一つは、持続化給付金、個人ですと100万円、法人ですと200万円ということですが、ぜひ、これを活用いただきたいということで、周知を今、図っているところでありますし、既にこの持続化給付金をいただいたという茶農家の皆さんも出てきておりますので、ここをしっかりと発信をしていきたいというのが一つと。

それから、さらに市の単独事業でございますが、当初予算でも計上させていただいておりますが、今、まさにおっしゃるように、もう小規模な茶農家はやっていけないという人たちが、大規模農家につくってほしいということで、いわゆる担い手農家に、かなり集積が今、促進をしているし、また、そういった借りた農地を、いかに機械化ができるかということでもあります。

枕地の整備でありますとか、畝がえでありますとか、そういったことに関して、市で最大、1反10万円だったか、たしか1反最大10万円ぐらいの補助がございます。こういったものを活用させていただきたい。これについては、予算も大分、もう減ってきているということですので、また追加補正をこの件については、またさせていただくこともお願いをしたいというふうに思っております。

それからもう一つ、きのう、志太榛原農林事務所、御前崎土木事務所、御前崎港湾事務所、この三者で、この会場で円卓会議をやりました。茶農家に対する支援、県としても、いろいろ考えていただきたいという中で、今、いわゆる健康食品として、科学的知見に基づいた研究成果がしっかり出ていないんですね。ですから、そこを牧之原市としても、全国の茶農家、当然、日本全国そうなのですが、これを少し公、県、あるいは国がしっかりと予算をつけて、サプリメントじゃないんですが、体にいいということ、やっぱり農水省から厚労省から消費者庁も一体となって推進できるような、そういった研究をしていただきたいということでお話をしましたら、県のほうで、今年度、予算を確保して、これから研究に入ると。国も含めて、これからもっと大きくやっていきたいということで、お茶の販売促進に、県としても取り組んでいくというお話を伺いましたので、また今後、その中身について詳細を、またお知らせをさせていただきたいし、そうならば、お茶ももう一度見直しをされるかなという期待を込めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野康子君）

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

説明いただき、ありがとうございます。それで、その政策そのものが、ある程度結果が出るまでに時間がかかると思うんですね。ですから、その期間が、出るまでの間の支援策といったものを、ぜひとも考えていただきたいと思います。

○議長（中野康子君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

確かに、次期作支援、今まとめに入っておりますが、少し時間が必要であります。そういった中で、今おっしゃいましたように、そこをつなぐ資金といいますか、ということではありますが、まずは私が、今回の議会の中でもお話をさせていただきましたけれども、一般質問等で。まずは持続化給付金を活用いただく。あるいはそれに満たない皆さんについては、小口融資とか、そういったものもございますので、ぜひ、そういったものを活用いただきたい。数十万円単位になると思うんですね。

もう一つは、先ほど言ったように、私は、できることならば次へつながる形で、そういった支援金をお使いいただきたいということで、先ほど言ったように、枕地の整備であるとか、そういった補助メニューが、支援メニューがございますので、次期作に向かって国の事業、あるいは市のそういった事業を活用いただいて、生産活動につながる形でご支援させていただきたいというふうに思っています。

○議長（中野康子君）

よろしいですか。そのほかに、ご質問はありませんか。
教育長。

○教育長（橋本 勝君）

先ほどの原口議員のご質問にお答えします。

例年、地区大会を勝ち抜いて県大会へ各運動部が行くわけですけれども、ことしは県大会がないということで、それでもことし、3年間取り組んできた一つの思い出づくりというか、その成果を発表する場ということで、志太榛原地区の大会は実施するということでもあります。

ただ、運動部によってはコロナ対策が十分できないですとか、そういうこともありますので、全部、種目が実施できるわけではありませんが、種目によっては実施をするということでありまして、ことしは夏休みが非常に短くなるという関係で、期日も含め、そのやり方、方法等も今、検討中であるということでありました。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかにご質問はありませんか。

3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果

○議長（中野康子君）

議長・関係議員・委員会報告をお願いいたします。

まず、私のほうからさせていただきます。

6月1日、地頭方防護施設見学、ジーボでございますけれども、皆様、ご見学に行ってくださいました。ご苦労さまでした。

それから6月12日、牧之原市御前崎市広域施設組合議会がございました。臨時議会でございます。

す。副議長選挙がありまして、増田雅伸議員が当選をされました。監査員には、引き続き本目武彦さんが選任され、議会選出議員からは櫻井勝議員が選出をされました。

以上でございます。

そのほかに、関係議員の方、よろしくお願いいたします。

大井議員。

○15番（大井俊彦君）

5月19日に菊川市におきまして、東遠議員フォーラムの打ち合わせがありました。本年は菊川市が当番市ということでしたけれども、コロナウイルスの関係で中止ということになりました。ちなみに、来年度は御前崎市が当番市ということになります。牧之原市は、その次の年ということになっております。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、報告をお願いします。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

5月21日、牧之原市菊川市学校組合議会が行われました。コロナ関係の補正予算の審議でございますけれども、原案どおり決定いたしました。

5月27日に、4月分の例月現金出納検査が行われました。全て適正に処理されておりました。

6月23日、昨日ですけれども、5月分の例月現金出納検査と、財政援助団体の監査、商工会でございますけれども行われました。全て適正に処理されておりました。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、委員の方、お願いします。

村田議員。

○9番（村田博英君）

5月27日に、榛原総合病院組合例月出納検査がございました。4月30日現在の一般会計及び病院事業会計の監査と、基金、貯金残高及び現金出納の状況、過誤なく適正に行われており、問題ございませんでした。

以上です。

○議長（中野康子君）

そのほかに、お願いします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中野康子君）

それでは、議会運営委員会のほうから、お願いをいたします。

鈴木千津子議員。

○12番（鈴木千津子君）

議会運営委員会ですが、5月19日、5月21日、6月5日、6月12日と、4回議運を開きました。ほとんどの内容につきましては済んでおりますが、少しだけ申し上げますと、5月19日の（イ）です。ICTの推進部会よりタブレット端末導入についての説明を事務局から受けておりますが、これにつきましては、またこの後、説明があると思います。

その後の（ウ）です。陳情書についてですが、こちらにつきましては郵送によるものですので、皆様のところに資料配付しております。また後でごらんになってください。

そして、5月21日ですが、静岡県後期高齢者医療広域連合会議員選挙についてですが、この時点では選挙になるかどうか、まだわかりませんでした。そして、6月5日、同じ静岡県後期高齢者医療広域連合会の選挙につきましては、定数を上回る立候補者となりましたので選挙になります。これに関しましては、後ほど事務局より説明がございます。

そして、6月12日です。（ア）ですけれども、本会議欠席議員の取り扱いについてということで議長からの諮問があり、今回の村田議員の本会議無断欠席の取り扱いの方向を示し、議長に上げております。

簡単ですが、以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 （3） 総務建設委員会

○議長（中野康子君）

次、総務建設委員会。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

5月22日、全員協議会終了後、同じくこの大会議室にて総務建設委員会を開催いたしました。内容としましては、今まで委員会で取り組んできました勉強会、こちらを包括的に振り返って、個別テーマの選定に向けてのご意見をお聞きしました。

6月19日、常任委員会として付託議案審査をいたしました。こちらに関しては、その審査の経過と結果に関しては、明後日、26日の本会議最終日にて、委員長報告でお知らせをいたします。この付託議案審査の後に、続いて所管事務調査事項について皆さんでお話をして、個別テーマの選定というものをしてまいりました。

簡単ですが、以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （4） 文教厚生委員会

○議長（中野康子君）

文教厚生委員会。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

6月19日に文教厚生委員会を開催しました。本来なら4月に市内視察をする予定であった先、それについて、7月16日、木曜日に実施するということを決意いたしております。視察先は、午前中が環境保全センター、そして午後がさんあーる及びリサイクルセンター、こういう予定になっております。

それから、ほかにも一、二、視察したいという先もあるんですが、それは改めて後日協議の上、決定していきたいと思っております。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（中野康子君）

議会広報特別委員会。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

6月11日に委員会を行いまして、ここでは次号の議会だよりのページ割について、話し合いを行いました。

また、議会だよりに作成に当たりまして、皆様に原稿のほうを依頼していると思っておりますけれども、それぞれ期日がありますので、それまでに原稿及び写真、イラストなども提出をお願いいたします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（中野康子君）

次、議会改革特別委員会、お願いいたします。

○15番（大井俊彦君）

議会改革特別委員会ですけれども、現在、A、B、C班、各班とも作業を進めていただいておりますが、来月7月には全体会を開く予定でございまして、そこで各班ごとの進捗状況について報告をしていただくような予定でございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (7) 政策立案推進部会

○議長（中野康子君）

政策立案推進部会。

太田議員。

○13番（太田佳晴君）

すみません、最初に、先ほど昨日行われた財政援助団体の監査について、商工会ということで報告させてもらったんですけど、社会福祉協議会の間違いでした。申しわけございません。

政策立案推進部会ですけれども、6月16日にワーキンググループ3、田沼意次侯に学ぶ牧之原市のまちづくりの条例についてですけれども、行いました。

一つは、コロナの関係で予定していた市民の皆さんとの意見交換等のスケジュールが大幅に狂ってしまいました。そういったことで、今後のスケジュールについて、どのようにするかということで検討を行いました。もう一つは、具体的な条立ての案も今、出しておりますので、その条立てに基づいた具体的な条文について、委員で検討を行いました。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (8) ICT推進作業部会

○議長（中野康子君）

ICT推進作業部会。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

5月22日と6月11日に部会のほうを行いました。この後、協議事項の中で、詳しくは事務局より説明がありますけれども、ほぼ、タブレット導入に当たっての詳細が決まっています。タブレットの機種、それもiPadの機種ということで決まりまして、今、規程申し合わせ事項に関しまして、最終の詰めというのをやっております。恐らく来月くらいには皆様にもお示しできるかなと思います。

それから、今後のスケジュールでいいますと、本来は9月定例会から導入をしたいということで進めておりましたけれども、当初予定しておりました端末の記憶する容量、記憶容量、これが倍になったということで、ちょっと端末の金額が上がってきましたので、それに伴ってちょっと導入時期をずらさないといけないというふうになってまいりました。ですので、使用できるのは11月定例会ぐらいからになるかなと思います。

詳細につきましては、この後の協議事項で事務局より説明をいたします。

以上です。

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。

4 協議事項 (1) ICT推進作業部会よりタブレット端末導入について

○議長（中野康子君）

それでは、4番の協議事項に移ります。

I C T推進作業部会より、タブレット端末導入についてを説明を、事務局からお願いいたします。

事務局書記。

○事務局書記（本杉周平君）

すみません。では、私のほうからタブレット端末につきましては、ご説明のほうをさせていただきます。資料につきましては、A 4の裏表の紙1枚になりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

先ほど、部会長のほうからご説明等もございましたけれども、タブレット端末の導入につきましては、I C T推進作業部会のほうが設置されまして、現在、使用規程等々につきまして、いろいろ検討しているところでございます。

導入の、今年度予定をしているということもございましたので、もう導入予定時期が目前に迫っているということもございまして、この後、入札等の事務に入っていくということもございまして、この場において最終の確認を含めまして、I C T推進作業部会で検討したことについて報告のほうをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、資料の順にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1です。タブレット端末導入の効果というところでございます。

六つほど上げさせていただいてございますけれども、順に、まず一つ目が紙資料の削減により書類の印刷、整理、保存にかかるコスト・労務の削減が図れる。二つ目が、議案書等の多くの資料を簡便に持ち運べ、資料の検索が容易になる等、議会運営の効率化が図れる。三つ目です。庁外での市民への説明の際、タブレット端末を利用することにより資料を示して説明ができる等、議員活動の充実が図れる。四つ目です。災害時の安否確認等、危機管理体制の強化が図れる。五つ目、ペーパーレス化による環境負荷の軽減が図れる。六つ目です。災害時等で庁舎に登庁できない場合においても、オンライン会議により必要な会議を開催でき、情報の共有が図れるという六つ、上げさせていただいてございます。

なお、六つ目のオンライン会議等につきましては、こちらについては簡単な打ち合わせ等であれば、すぐにでも使っていただけるのかなというふうには思いますけれども、委員会や本会議でということになりますと、なかなか難しい問題もございまして。条例や規則等の例規を改正する必要もあるかというふうには思いますので、こちらについては将来的な検討事項にはなるのかなというふうには思いますけれども、効果としては上げさせていただいているというところでございます。

続きまして、2番のタブレット端末等の仕様というところでございます。

(1) から (4) まで四つ上げさせていただいておりますので、順にご説明のほうをさせていただきます。

(1) がタブレット端末ということで、こちらが端末自体の仕様になります。端末については従来から、恐らく昨年度中にも皆様のほうに、一旦、ご報告のほうが上がっているかと思えますけれども、i P a d P r oの12.9インチということで、A4の紙の大きさぐらいの端末のほうを予定しています。こちらについては、その下に括弧書きでございますが、W i - F i + C e l l u l a rモデルということで、W i - F i 環境下のみではなく、W i - F i 環境がない場合におきましても、通信費を使用して使っていただく、インターネット等の接続をしていただけるモデルのほうを予定しております。

台数につきましては20台ということで、議員の皆様16台と事務局が4台の20台ということでございます。記憶容量につきましては、こちらは先ほど部会長のほうからご説明がございましたが、前回のご説明のときには64GBというような記憶容量で想定していますという報告をさせていただいていたかと思えますけれども、端末のバージョンアップにより、一番少なくとも128GBのものからということになりましたので、若干、変更のほうをさせていただいております。契約形態につきましては、3年のリース契約ということで考えております。

続きまして(2)の通信サービスです。こちらについては、先ほど端末をW i - F i + C e l l u l a rモデルということでご説明しましたように、W i - F i 環境下以外のところでもネット接続等をしていただけるように、通信のサービスのほうも付加するものでございます。使用期間につきましては、端末同様3年を予定しております。通信回線・通信量については、平均して1台当たり2GB以上の通信量を確保できるプランとします。また、各端末で余った通信量をシェアできるプランが望ましいというふうに考えております。

続きまして(3)のペーパーレス会議システムです。こちらが、本会議や全員協議会、協議会等の市議会の会議で実際に使っていただくシステムになります。想定といたしましてはS i d e B o o k sというシステムを導入いたします。これも前回、前年度、皆様にご報告させていただいていたものと変更等はございません。他社のシステム等もございませぬけれども、このS i d e B o o k sにつきましては、データの保存の仕方が、より自由にフォルダを何階層にもつくれるということと、例えば用語検索をしたときに、他のシステムでは一つのフォルダの中にあるデータにしか、その範囲が及ばないのに対して、このS i d e B o o k sでは一つの用語を検索すると、いろんなファイルの全てのデータから、その用語を拾ってきてくれるというところがございますので、その辺の有為性を考慮して、S i d e B o o k sに選定をいたしました。

(4)のグループウェアです。これにつきましては、主には議会のスケジュールと、事務局と皆様との連絡手段に使っていただくものというふうに考えております。現状、議会のスケジュールにつきましては、議会事務局にあるホワイトボードに書かれているスケジュールを、適宜、こちらの事務局のほうで更新いたしまして、皆様におかれましては、こちらに来庁されたときに、そのものを確認いただいているというところになりますけれども、このグループウェアを入れることによって、タブレット端末の中で逐一、最新のスケジュールを確認いただけるようになるのかなというふうに考えております。

また、連絡につきましては、現在、メールでやらせていただいておりますけれども、メールを今確認いただきましたら、確認しましたというところで返信をしていただいている形になります。このグループウェアを使うことによって、こちらから送ったものについては開封、読んだよという既読の確認ができるようになりますので、そういった返信を一々していただくというような煩わしさを除くことができるのかなというふうに思いますし、こちらといたしましても、どなたが確認されたというのを、すぐに確認できるのかなというふうに考えております。

システムにつきましては、そちらにあるとおりLINE WORKSということで、こちら、その名前のおとりにLINEのような形式で使用できるものになっております。この選定につきましては、過日、協議会の後に部会長のほうからお願いさせていただいて、アンケートのほうを皆さんに実施させていただきましたが、その内容をもとに、LINEであればほとんどの方々が使われているというところもございましたので、導入したところで、余り不便を感じることなく使っていただけるのではないかとということも含めて、こちらのLINE WORKSというグループウェアを選定したというところでございます。

以上が、牧之原市議会において導入を予定している端末等の仕様になります。

続きまして裏面ですけれども、裏面が導入までのスケジュールについてということで、簡単ではございますけれども、今後のスケジュールのほうを書かせていただいております。先ほど部会長のほうからもお話がございましたが、端末の導入については11月からということをお願いをしたいというふうに思っておりますので、そちらを踏まえながらお聞きいただければというふうに思います。

まず、上からですけれども、使用規程、申し合わせ事項の作成ということで、こちら先ほど部会長のほうからご説明がございましたが、米印1ということで、下に少し注意書きがございます。今現在、この二つについては、ICT推進作業部会のほうで検討しているところでございます。案ができ次第、この全員協議会の場に一旦、ご提出をさせていただく予定でございまして。そこら辺については、7月、または8月を想定しているというところでございます。

表に戻っていただきまして、議場内のWi-Fi環境整備ということで、端末自体はWi-Fi + Cellularモデルということで、Wi-Fi環境がなくてもネット接続等はしていただけますけれども、ここの4階のフロアについては、管理情報課のほうでWi-Fiの環境の整備の工事のほうをしていただく予定でございまして。これについては、今現在、業者等と調整をしておりますけれども、11月から端末を導入するというところでございまして、それまでには工事の完成のほうを予定しているというところでございます。

続きまして、入札です。こちらについても、この全員協議会の場で最終報告をさせていただいた後、入札等に入りたいというふうに考えておりますので、7月末ぐらいの入札でということで、今のところは考えているところでございます。

続きまして納品です。納品につきましても、11月から運用をしたいというふうに考えておりますので、10月中ないし11月1日には、遅くとも納品のほうが済んでいるという状況を考えてござ

います。

その下、研修の開催ということで、こちら米印2ということで、下に簡単に注意書きがございます。研修につきましては、タブレット端末の操作研修及び、実際に使っていただくペーパーレス会議システムであるSide Booksの操作研修のほうを予定しております。納品されてからの研修という形になりますので、一番早くても11月中の開催になるのではないかなというふうに考えております。

その下です。全員協議会、協議会等での運用開始ということになります。11月からの運用開始という形になりますけれども、そのすぐ11月の後半から、下旬から、11月定例会のほうが始まる形になります。ただ、11月に納品をされて、一旦研修を受けていただいて、すぐに11月の本会議からの運用という形では、少しスケジュール的に難しいのかなというふうに考えておりますので、まずは、全員協議会や協議会等の本会議ではない場から、運用の開始ということを考えているところでございます。

その下、運用開始後の調整・検討ということで、何分、実際に使ってみないと、いろいろ問題が出てくることもわからない可能性もございますので、その運用開始があつたら、逐一、ICT推進作業部会等の中で調整のほうを図りたいというふうに考えております。

一番最後ですが、本会議での運用開始ということで、こちらについては11月から導入はされますけれども、先ほどご説明させていただいたとおり、なかなかすぐに本会議で使っていただくということは難しいのかなというふうに考えておりますので、本会議としては2月定例会からの運用という形で、今のところは想定をしているというところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ICT推進作業部会の中で検討させていただいた内容のご報告ということにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野康子君）

ありがとうございました。事務局より、タブレット端末の導入について説明がありましたけれども、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

専門的なことはわからないものですから、少しお聞きします。先ほど、本杉さんがご説明してくれたオンライン会議なんかは、もちろん議会に関して条例なり、規則なり改定するんですけども、今度の、例えば将来的にコロナの問題とか出てきて、それに沿った形で、これを拡張性というか、応用性というか、その辺は可能なわけですね。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（中野康子君）

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

今、全国の自治体で、これは検討されていることなのですけれども、やはり、実際にその会議で使っていくためには、条例の改定とかというのは絶対に必要になってくるものですから、それ

を、これからどのように進めていくかというのは、この後の段階になってくると思うんですけどもね。

ただ、これから、例えば台風とかあったときに、災害があったときには、例えば、災害の状況なんかというのを写真を撮って、そのLINE WORKSでアップすると、全員にその現場というのが共有できるというのもあったりとか、ちょっとした打ち合わせなんかもできるというのがあるので、会議に直接かかわらなくても、そういった打ち合わせなんかというのでもできるということで、できるところからやっていけばいいかなというふうに考えています。

○議長（中野康子君）

大塚書記。

○事務局書記（大塚康裕君）

少し補足をさせていただきますけれども、総務省のほうから通知が出ておまして、委員会に関しましては新型コロナの影響を受けている場合については、不要不急ではないんですけれども、自治体のほうで規則改正をして、対応をすることは可能だということで、大阪市のほうでも、もう既に規則改正をしてオンラインの委員会を開くというような方向でいるようです。

ただ、本会議については、出席とか定足数の関係等もありまして、まだ、その対応はできていないということで、あくまでも委員会に関しまして、オンラインで新型コロナの影響があれば対応することは可能だと。それには、会議規則等を改正した上で対応するということになっておりますので、将来的な課題というふうに考えております。

以上です。

○議長（中野康子君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

それでは、このタブレットなり端末機が、そういう対応が将来的にも可能だということだと思いますね。

○議長（中野康子君）

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

可能です。使えますもので。そのアプリを入れていきますのでね。事前の段階で、必要だと思われるアプリに関しましては、最初から導入するような形にしますので、大丈夫です。

○議長（中野康子君）

ほかに、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（中野康子君）

それでは、ICT推進作業部会よりの説明を終わります。

5 その他 (1) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙実施について

○議長（中野康子君）

その他、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙実施についてを、事務局、原口次長よりご説明お願いいたします。

原口次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

選挙について説明をさせていただきます。

別紙資料として候補者氏名の表がつけさせていただいてあります。市議会議員区分のほうから選出すべき議員のうち、3名が今、欠員となっております。候補者を募ったところ、ここに書いてあります4名の方が手を挙げましたので、この4名の中から3名を選ぶということで、選挙が実施されることとなりました。

うちのほうとしては、26日本会議最終日に、選挙のほうを行わせていただきたいと思います。その当日、すぐに広域連合のほうに選挙の結果を報告しまして、広域連合のほうで県内の市議会のほうの結果を集計しまして、誰が当選ということで、また報告のほうをいただけるということになっております。

以上となります。

○議長（中野康子君）

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙実施についての報告は終わりました。

本会議欠席議員への対応について

○議長（中野康子君）

その他何かありますか。

大石議員。

○14番（大石和央君）

先ほど、本会議を欠席されたということで、6月15日に本会議場の会議の場で謝罪をされたということがありました。

私それ、当日、非常に違和感をおぼえたわけであります。本来、このようなルールは、もちろんないわけですがけれども、一議員といえども全体にかかわる措置でありますので、これは本来、全員に諮ってなされるべきものだというふうに、私は、この長い間、議運に携わってきておりますので、そういう感覚を持っていました。

ですので今回、そのようなことになった経緯を説明をしていただいた上で、協議をお願いをしたいということです。

○議長（中野康子君）

協議はいたしませんけれども、これは議会基本条例が定める市民の代表としてふさわしい活動をする事。これが基本原則でございます。そして、この当日は、議決が1件ありました。大変重いものでございます。この部分で抵触していると判断し、地方自治法第109条第3項第3号に基づいて、議会運営委員会に議長として諮問をいたしました。その結果、答申を踏まえ、議長の職権において判断し、本会議場で経緯も説明をしてありますので、全員協議会を開く必要はないと判断をさせていただきました。

以上です。

大石議員。

○14番（大石和央君）

ただいまの説明だけでは、納得できないなというふうに思います。

それは、まず第1点で、これまで、確かに委員会等、本会議はさすがになかったんですけども、委員会等、無断で遅刻あるいは欠席という事例はありました。それが、いわゆる常習的な案件もあったわけでありましてけれども、その場その場で対応をされて、会議に入る前の謝罪ということで済ませてきたのが現状であります。

今回は、そのような状況のもとというふうに違う中ではありますけれども、やはり、議員の身分、あるいは名誉に関することでもありますので、そもそも議運に諮られたというのが、よくわかりませんが、議運は議事日程等を諮るところで、そして議事日程等のことについて協議をして、そして、その結果を報告しながらするという事で、そのほかのものについては、議運で仮に協議した場合、全員協議会に諮って決定をしてきたというのが、これまでのあり方だというふうに理解をしております。

今回の件については、どこにもそれに当てはまらないということでもありますので、これは、やはり一度、全員にこのことについて諮るという姿勢が必要であったのではないかと、私は長い議運、議会活動の中で感じたことであります。

ですので、ぜひ、そのあたりのところは今後も、議員の、先ほど言いました身分、名誉にかかわることですので、ここはやはりきちんと話を、協議をする必要があろうかというふうに思います。

○議長（中野康子君）

ただいまの発言でございますけれども、私どもも、近隣の市町、全てを聞いてみました。そして、県連のほうにもお伺いいたしました。本会議を欠席した事例というのは、全然ございません。前例のないことだったので、これは重要なことと認識をいたしまして、議会運営委員会に諮問いたしました。

各委員会等の欠席等は、今までもどこの市町も少しはあるというふうに伺ってはおります。

大石議員。

○14番（大石和央君）

重要なことだからこそ、やはり16人で議会を運営しているわけですから、そうした意味ではわだかまりのない議会をつくっていくということが必要だというふうに思います。

今回の場合は、やはり事前の協議が必要だというふうに。仮に議長がそのような対応をとるといってあっても、報告としてきちんと前もって報告があつてしかるべきかなというふうに思いました。

そうした経緯も含めて、やはり今回、ちょっと拙速ではなかったかというふうに、私は考えます。

○議長（中野康子君）

大井議員。

○15番（大井俊彦君）

今の件ですけれども、経緯、あるいはその内容につきましては、議場において議長のほうから皆さんに、お伝えをしたところでございます。

そして、議運の所管ということで、先ほども議長から話がありましたけれども、地方自治法第109条第3項第3号において明確に、議長の諮問に関することという所管がございまして。それによって議長が最終的に判断したということでございます。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

もう一度、発言をしますけれども、やはり16人で、この議会を運営しているんじゃないですか。やはり、欠席自体が悪質ですとか繰り返しか、そういうようなものではなかったのではないかというふうに思いますので、こうしたところでは、やはりひとつ、こうした案件に対して、非常に重要だということであればあるほど、慎重に対応する。つまり、このことが牧之原市議会、議会として対応がどうなのかというところが、市民の皆さん見るわけでありまして、必ずしもこの今回のあり方というものが、外から見て議会が、やはり少し全体的なこととして、やり方、牧之原市議会に対しての評判というか、評を落とすというようなことにつながるおそれがあるというふうに、私は思います。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

私も議会運営委員会に出席しておりましたので、私なりの考えを述べさせていただきたいんですが、今回、議会運営委員会に議長より諮られたのは、あくまでも身分とか処分の話ではなくて、本会議場での謝罪というものが議会運営にそぐうのか。本来であれば、懲罰委員会や政治倫理委員会の審議等を経て謝罪という形になるかとは思いますが、そういったものを経ないで本会議場で謝罪をすることが、では議会運営上どうですかということ、それを議運で話し合ったつもりであります。

なので、身分等のことではないということ、ちょっとご理解いただければと思います。その上で、私がお聞きしているのは、ご本人から謝罪をしたいという旨の申し出があったとお聞きをしております。こういうことを言うのは何なのですけれども、先ほど大石議員がおっしゃったように、悪質性はないと私も思います。年長の議員にこういうことを言うのは失礼かもしれないんですけれども、ちょっと同情というか、気の毒だなと。本会議中に連絡さえつければ、無断欠勤という扱いにはならなかったんじゃないのかなと、私が勝手に推測するんですけれども。ただ、たまたまあのときは、1時間10分、20分ほどで、もう本会議が終わってしまったということで、その会議中に連絡がつかなかったということは、今までの取り扱いと、また違った形になってしまって、その部分に関しては気の毒だなと思いました。

ただ、謝罪をしたいということで、それでしたらということで、本会議は本会議で謝罪をしたほうがいいのではないかというふうな話し合いにはなりました。

あとは議長の、あくまでも議長から、議長の職権で議運に諮問されたものですから、ある程度の考え方や方向性というものを述べさせてもらった後、最終、最後は議長に一任しますということで議会運営委員会ではお話をしました。

それが、全員協議会に諮るべきだったかどうかというような論点だとは思いますが、ことこの件に関しては、ご本人から謝罪をしたいという旨があって、また、それを議長が、職権でその場をつくったということは、余り私は違和感を感じないでおります。一つの考え方としてです。

○議長（中野康子君）

植田議員。

○8番（植田博巳君）

今回の件について、欠席された、いなかったということは、我々は同じ本会議中にいましたのでわかっていますけれども、そして、一般質問の本会議のときに、議長のほうから欠席議員の謝罪というのがありまして、その途中の経過は、我々、一切わからないんですね。

議運のメンバーでもありませんし、そういうのを知らせてもらっていないということで、やはり、こういった案件については、臨時の全協を開いて議運の内容を説明してほしかったというふうに思います。

それで、ちょっと今、お願いしたいんですけれども、平口議員から議運の内容を一部は報告がございましたけれども、議運の委員長のほうから、先ほど本会議欠席議員の取り扱いについてを協議しましたということだけだったんですけれども、そこで内容があるのかなと思っただけです。ですから、議運の委員長のほうから、その経過を、内容についてご説明というか、報告していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中野康子君）

私の本会議場で、経緯を説明をさせていただきます。もう一度、この経緯の部分を読みませんか。

「今回の件については、本会議を無断で欠席するという本市議会においても前例はなく、そし

て、市民の議会への信頼を損ないかねない重要な事案であることから、議長として重く受けとめ、議会運営委員会に本件を諮問して、その対応を決定することとしました。6月12日午前10時より、急遽臨時議会運営委員会を開催し、村田博英議員が本会議を事前に届出することなく欠席したことについて協議を行いました。議会運営委員会では、本会議場での謝罪と始末書の提出を求めることとなり、その結果を受け、議長においても議会運営委員長からの報告のとおり決定することとしました。以上が、本件の処分決定までの経緯であります」。

そして謝罪が行われた後、二度とこのようなことがないようにということをお願いをいたしております。それで、始末書が先週の金曜日に持ってこられたようでございますが、私ども、午後でしたのでおりませんでした。それが金曜日ですね。それで、月曜日に、また一旦お持ち帰りになったということですが、本日までに、まだ提出はされていないということですが、どのような経緯でこういうふうになっているのでしょうか。本人にお聞きしたいと思います。

○8番（植田博巳君）

ちょっと待ってください。僕は今、質問したお答えを、今いただきましたので。

それはわかるんですけども、さっき大石議員からもありましたように、議運の協議内容について、その重要な案件については、全員協議会でご説明をいただいてやるのが必要なのかなど。

結果的に、本会議場で謝罪したということは、もう既に終わっていますので、それは結構なのですけれども、やはり、その行き着くまでの過程について、やはり議会としてそういう、今、内容からすると重要な案件ということですので、ぜひ全員協議会で、それについては報告をしていただきたいというふうに思います。

そして、きょう、本来はその前に臨時の全員協議会でも開いていただいて報告をしていただければありがたかった。そうしてもらうべきではないかというふうに思います。

それで、本日、全協ですので、この取り扱いについての議運の報告がありましたので、その中で、また議運から、本会議で議長からの経過説明は承知していますけれども、ここで、その経過について報告していただきたいと思って、私は申し上げました。

とにかく、全員協議会等でお話ししていただきたかったなということです。今後も、そういうような形で、こういう案件が出た場合は、そういうような形をとっていくような形にしていけないといけないのかなと思っております。

○議長（中野康子君）

そのほかに、ございますか。

大石議員。

○14番（大石和央君）

処分決定をしたということであります。処分決定というのは非常に、言ってみれば重いんですね。処分ですから。そういったことをやるということに関して、もちろん一つには議長権限というのが、どこまでそこがあるのか。先ほど、何条とかということでは言われませんでしたし、それから、議運へ諮るということも、そのような案件であるので議長からの諮問という形であったというこ

とでありますけれども、しかし、これまでなかったことでもありますので、そこで全て、新たなものであります。

処分をそもそも、事項を議運に諮ることというのは、非常に異例であります。そうしたことも勘案しますと、やはり先ほど植田議員のほうからも言われましたけれども、先ほど私も言っていますけれども、やはり一度、処分に関することでもありますので、全員でそのあたり、報告なりでもいいですよ。確かに非があったということで、こういうふうな処分をしますという。こういうものが事前にあるということが、やはり我々議員として、先ほど来、言っているように16人でやっている議会ですよ。そここのところを、何か逆なでするようなやり方というのは、やはり、うまくないのではないかなというふうに思いますよ。

今後のために、そのあたりのところは、ぜひ、こうした案件が出た場合、またそれに近いものが出た場合、やはり一度、全議員で話をするという、そういう機会をつくるべきだろうというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（中野康子君）

今回の案件につきましては、そのような考えは持っておりません。

○14番（大石和央君）

皆さん、どうですか。

○議長（中野康子君）

良知議員。

○10番（良知義廣君）

私自身、端的に申し上げまして、大石議員が説明しているとおりでと思います。

というのは、大石議員からも話が出ましたけれども、処分。処分について、言ってみれば議長が独断でできるような問題ではない。というのは、議会運営委員会の所管事項で、議長の諮問事項はあるけれども、処分というのは非常に重い。地方自治法を見てもらえばわかるんですけども、基本条例とか、会議規則であるとか、委員会条例とか、そういったものに対しては懲罰を科すること。処分というのは一つの懲罰に該当する。

というのは、今回の謝罪になるのか、陳謝になるのか、なおかつ始末書の提出を求めるというのは、私は、ちょっと今までの経験で聞いたことがない部分でありまして、そういった場合には、きちんとその会議規則で定めて、はっきりしておかないと身分にかかわることですから、私はいけないと思うんですよ。

そういった部分で、余り細かくは言いませんですけども、今回の措置は、私は誤っていると。ですから、このまま、いわゆる皆さん、何も言わないで、そのままこれで終わってしまうということがあってはならないので、先ほど言ったように、16人議員でやっている以上は、そこでお互いが了解をしてやることは、私は十分必要であろうというふうに思っています。

地方自治法、会議規則を見てもらえばわかりますけれども、懲罰を科す場合には、懲罰の種別はしてありますけれども、その種別はどういった具体的明快な基準に基づいてやるのかというこ

とは、会議規則では決まっていらないはずですが。ですから、そこら辺も踏まえて、やっぱり検討せざるを得ないというふうに思っています。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

今までも委員会等で、私も、もう二年前ほどですかね。もう全く失念して、全協だったか委員会を忘れて遅刻してきたことがありますけど、その場で謝罪をさせていただきました。そのときは一回こっきりだったので、なかったんですけども、別に過去の傷をほじくり返すわけではないんですけども、この任期中で始末書の提出って、これが初めてではないと私は思うんですけども、そのあたり、事務局は把握していますよね。

必ずしも、毎回、毎回、始末書の提出を全協で諮ってきてはいないと、私は理解をしているんですよ。始末書を提出していただいたよというのを、言ってみれば公開の場ではなくて、人づてに話を聞いたということは過去にもあるんですけども、現実問題として、今のこのメンバーの任期中でも、始末書の提出はありましたよね。

○議長（中野康子君）

事務局長。

○事務局長（原口 亨君）

本会議ではありませんが、委員会の中では、始末書を提出していただいているということがあります。

○議長（中野康子君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

そういうことであれば、本会議は本会議で、委員会は委員会で、それぞれ謝罪も今までしてきましたし、ちょっと始末書が必要だろうということで判断をされて、始末書を提出していただいた経緯もありますので、ここで本会議だからって、では重いよねと。重いのは重いんですけど、改めて問題提起するというのであれば、もっと委員会のときとか、そのときからも問題提起をしていくべきだったと思います。

そういったことも踏まえて、今後の課題とする分には全然あれなのですけれども、今、これだけを捉えて、この判断が間違っていたというのであれば、過去にさかのぼって、そういったこともありましたよねというふうに、今思いました、私は。

○議長（中野康子君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

ちょっとそこは誤解があるんじゃないかと思うんです。

平口議員が今言われたのは、始末書は、それなりにあったということはわかりますけれども、

無断で遅刻する、欠席するということでの委員会等々のところでは、記録には残さなかったんですね。その前に、もともと、これはなかったし。記録するというのも、議事録が要点筆記ということで、最初の部分の謝罪なんかは載らなかったわけですね。そういったことであります。

今回は、こういうシステムになっているし、特に、これからは委員会でもそうなるというふうに思うんですけども、実際、本会議の場合、本会議場なので開会してから壇上で発言をしているということから、これは明らかに公式なところに、議事録としても載りますし、公式な発言ということになるわけですね。

その違いというのは、非常に大きいというふうに思うのです。そこまでの話し合いというのが、まさにされていなかったわけですよ。委員会等々のやつは、もう一回繰り返しますけれども、そんなに繰り返して、常習的な人であっても、穏便に済ましたというのが経緯なのです。ですので、今回こうしたことになったので、これは、やはり今までの扱い方と今回の扱い方というのは、やはり雲泥の差があるなということであったので、ここは、やはり事前に、そういうふうに決定したという議長の、もし権限ということを決めたということであるならば、やっぱり始まるときに、事前に説明が欲しかったということですよ。

そういう一つ一つのやり方というのが、今の議会ではちょっとおろそかにされているのではないのかなというふうに感じて発言をさせていただきました。ぜひ、これからは、そのようなことで慎重にやっていただきたいというのが、私の意見です。

以上です。

○議長（中野康子君）

本会議場を欠席したという事例が、前例がないものですから、非常に私どもも悩みました。いろんなどころでの意見を聞きました。そういった中で、議長の職権で、このような形にさせていただきました。

ご本人に伺いますけれども、始末書を金曜日に出され、月曜日にお持ち帰りになって、今回まで出ておりませんが、どういうことでしょうか。

マイクをお願いします。

○9番（村田博英君）

始末書は持っておりますが、中身が、もう一回考え直さないといけないかなというのがありましたので、19日に持ってきて、月曜日に持ち帰って、きょうまた持ってきましたが、どういうふうに。始末書というのは、これはどういう立場で。

今、皆さんからお話を聞いて、私の始末書は、どういうふうなものなのか、そこが理解できなかったものですからね。それを整理して、中身もちゃんとしないと、これ処分なのか懲罰なのか。

私は申しわけないと思って、終わってしまったすぐ後で議長室へ行って、謝罪をしたいと確かに申し上げました。議運でかけるからと、待てということなので、待っていました。議運の委員長から、今回は議場、議会前に議事録に載らないような措置にするから、議場のドアの前で謝罪をしてくださいというお話でしたので、ありがたいなど、寛大な処置をしていただいて申しわけ

ないということで、鈴木委員長には返事をいたしました。当日になったら、朝、突然、議場に上がって、マイクがないからということを経長に言われまして、それで皆さんご存じのようなことになったわけです。

私は、謝罪したいと言ったときに、欠席届を持って行きました。欠席届ってないんですね。遅刻早退はあるんですけどね。欠席してしまったという届けはないんですよ。ですから、遅刻早退の届けを持って行きました。謝罪をしたいと申し上げた次第ですが、一般質問が終わって、私が持って行った遅刻早退届を返されまして、始末書を出してくれと。これは受理できませんと、こう言われまして、んと思いました、急いで作成して19日に持って行ってという次第であります。

これ以上、申し上げられませんので、以上です。

○議長（中野康子君）

皆様からのご意見をお伺いいたしましたけれども、この件につきましては、本会議場での謝罪、そして始末書というふうに決定をさせていただいておりますので、この件を以上で終わりにしたいと思います。

良知議員。

○10番（良知義廣君）

こだわるわけではないんですけれども、本会議場における謝罪と始末書提出というのは、私は謝罪ではなくて陳謝という処分になるのではないかと。

なおかつ、というのは、始末書提出というのは、一つの処分の結果の反省文、というふうには反省文なのでしょうけれども、しかし謝罪と始末書は一体のものでありますから、私はあくまでも地方自治法からいうと、これは懲罰に該当すると。懲罰になった場合には、それに対して、いわゆる制裁、一つの制裁行為ですから。制裁行為については、明確で具体的な基準、事由、そういったものが決められていなければならない。法律上からいって。そういうふうに思っています。

ですから、今回、私は始末書を提出する必要はないというふうに、自分自身は思っています。

○議長（中野康子君）

始末書を提出する必要はないというご意見でしたけれども、議会運営委員会のほうでは、始末書と謝罪の方向性を出していただきました。それで、私が議長として一任を受けましたので、そのような形にいたしましたので、始末書のほうの提出はお願いをいたしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

植田議員。

○8番（植田博巳君）

今、村田議員のほうから、議会の議運の委員長からのご説明があったということなのですが、扉の前でというお話でしたけれども、現実的には壇上に上がって本会議ということで。また、本会議の中では、日程が組まれていなかったということなのですが、その辺は、どういうふうな。日程を組まなかったのは、どういう形なのでしょう。

○議長（中野康子君）

事務局長。

○事務局長（原口 亨君）

日程として組む必要が、そこは、あったかなというのを今思うんですが、議決事件として上げているわけではないので、議長の報告ということでしたので、日程を組まずに、議長の報告ということとさせていただいたという状況です。

○議長（中野康子君）

植田議員。

○8番（植田博巳君）

本会議なので、私は日程を組んで進めるのが本来の形かなと思ったので、そういう日程を組まないでやっているということは、そういうのもあるのかなと。今、局長からの話でわかりましたけれども、本会議の中で謝罪をされたわけですけれども、議運の委員長の、村田議員の話でいくと、本会議の前にやるというようなお話だったみたいなやりとりを、ずっと聞いているんですけど、そこら辺は、どういうふうな形で。最終的には議長判断で。

○議長（中野康子君）

そのように、先ほど申し上げましたけれど、ご理解いただけないでしょうか。

○8番（植田博巳君）

いやいや、議長判断したのが、本会議場で、議運の総意として本会議場でやるよというお話かなと思ったので、聞いていたんですけれども、実際、議運の委員長の発言はないんですけれども、村田委員からの話だと本会議の前で謝罪するよというような形をとっていたようなお話だったので、内容が違うなど、ちょっと思ったんですが。

○議長（中野康子君）

全然、内容は違っていません。方向性を出していただきました。その中で、私のほうで判断をさせていただいた状況でございますので、内容は間違っておりません。

それでは、この辺で終わらせていただきます。始末書のほうは、提出をお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、以上で本日の全員協議会を終了させていただきます。

[午前 10時30分 閉会]